

## 感染拡大を抑え、医療体制を守り、社会経済活動を 継続するための対策期間

【要請期間】令和4年5月27日(金)～6月23日(木)

基本的な  
考え方

感染拡大を抑え、医療体制を守り、安定的な社会経済活動を継続するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第24条第9項により県民・事業者等に対して必要な協力を要請するとともに、働きかけを行う。

**なお、病床のひっ迫が想定される地域がある場合は、「コロナ感染拡大警報」を発出する。**

区 域

沖縄県全域



# コロナ感染拡大警報

(5月27日～6月9日)



県内では、以下の圏域で病床使用率が高い状況が続くなど、**引き続き医療のひっ迫**が懸念されていることから、**コロナ感染拡大警報を継続します。**

## 本島圏域（本島内市町村）、宮古圏域

医療体制を守るためにも上記地域にお住まいの皆様におかれましては、**以下の対策を徹底**してくださるようお願いします。

- 救急外来の受診者が急増しております。**救急医療の安定確保**のため、コロナの検査のみを目的とした救急受診は控えるほか、症状が軽い場合には備蓄した医薬品による対応の検討や、夜間・休日に子どもの病気対処に困る場合は#8000番への相談など、適正な救急受診をお願いします。
- **高齢者の皆様**は同居家族以外の方と会うのを控え、**同居家族**は多人数との会食などのリスクの高い行動を控えてください。また、**親戚、知人の方々**は、高齢者の家を訪問したり、一緒に会食するのを控えてください。
- **子どもたち**の感染を防ぐため、発熱、のどの痛み、鼻水などの症状がある場合は、通園、通学、外出を控えてください。**部活、学習塾、放課後児童クラブ等子どもたちの集まる場所**では、換気を行う、室内でのマスク着用などの基本的な感染防止対策を徹底し、寄り道せずに帰宅させてください。
- **ワクチン接種**により、発症予防・重症化予防効果が期待できます。県や市町村の利用可能な会場で早期のワクチン接種をお願いします（特に、高齢者、基礎疾患有する方、肥満のある方）。

## 【感染拡大を抑制し、医療体制を守り、社会経済活動を継続するための対策】

### 現況

- 4月中旬以降、感染者数の増加は抑えられていましたが、ゴールデンウィーク期間の後に、再び上昇に転じ、5月14日には人口10万人あたり直近1週間の新規陽性者数は、1,019人となりました。5月12日に「感染拡大を抑制し、社会経済活動を継続するための対策期間」の延長(5月26日まで)以降は、徐々に減少し、5月24日時点で920人となっています。しかし、ゴールデンウィーク期間の前の水準(600人前後)と比べるといまだ高い水準で推移しています。
- GW後の子どもの感染拡大を抑制する取組について5月12日に県民へ呼びかけを行いました。その後、10代の新規陽性者数は減少した一方で、10歳未満では高い水準で推移しており、特に未就学児における感染拡大が懸念されます。
- 重症化リスクの高い70代以上の新規陽性者数は一定の規模で推移しておりますが、高齢者等施設内での療養者は大きく増加しております。一方で重症者数(県基準)は5月中旬以降は減少傾向にあります。
- 妊婦の新規陽性者数が増加しており、3月に約180人、4月に約380人、5月は20日時点で約300人と明らかな増加傾向となっております。
- 病床使用率については、5月3日から急激に上昇し、5月12日時点で本島圏域は57.4%、宮古圏域で66.7%となったため、5月13日にコロナ感染拡大警報を発出し、感染拡大への警戒を強めました。5月23日現在の病床使用率は、本島圏域で52.3%、宮古圏域で31.8%となっており、一定程度改善しているものの、本島圏域で高い水準で推移していることに加え、両圏域で診療制限が行われている状況です。
- コロナによる救急受診も増加しており、救急外来がひっ迫していることから、救急医療の適正利用を県民へ呼び掛けているところです。
- また、新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数がいまだ高い水準にあることから、非コロナ病床使用率は90%を超えている状況にあり、一般医療のひっ迫が懸念されております。

## 【感染拡大を抑制し、医療体制を守り、社会経済活動を継続するための対策】

### 県の方針

- 県は感染拡大を抑制し、社会経済活動を継続するためオミクロン株の特徴を踏まえた以下の事を要請する。
  - ①医療体制を守る
  - ②重症化リスクの高い高齢者、妊婦、基礎疾患有する者へ感染を拡げない
  - ③子どもの感染防止対策に取り組む
  - ④移動・会食に関するリスクを回避する
  - ⑤ワクチン接種の加速を図る
- 感染拡大により医療のひっ迫が急速に進んだ場合、政府に対し、まん延防止等重点措置指定に準じた強い措置の要請を検討する。  
※目安:各圏域新規陽性者数が前週比2倍超の増加  
又は 病床使用率:各圏域60%以上(入院者数が増加し入院調整の困難が生じる水準)
- 医療のひっ迫が懸念される本島圏域及び宮古圏域に、引き続き5月27日から6月9日までコロナ感染拡大警報を発出する。

## 県民の皆様への要請

【法第24条第9項：協力要請】

### 外出及び移動に関する要請

- 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を控えること。また、高齢者の方は、同居家族以外の方と会うのを控えること
  - ・ 人との距離が確保出来ない場所や換気が不十分な施設などは避ける
  - ・ できるだけ同居家族や普段行動を共にしている仲間と行動する
  - ・ 業種別ガイドラインを遵守していない等、感染防止対策が不十分な店舗や施設の利用は控える
  - ・ **屋外において、他者と身体的距離が確保できる場合、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要ない。**
  - ・ 夏場については、熱中症予防の観点から、屋外ではマスクを外すことを推奨する。
- 子供たちは、学校における活動(授業、部活等)や学習塾等が終わったら、寄り道せずに帰宅する。
- 県外との往来について、訪問先の感染状況を確認し慎重に検討すること  
訪問先では、不特定多数との会食等の感染リスクの高い行動は控えること
  - ・ 往来前には健康観察を行い来訪先の都道府県の注意事項に従うこと
  - ・ 出発前には、3回目のワクチン接種の完了又はPCR等検査を受検し、帰沖後速やかにPCR等検査を受検してください。
- 離島への往来については、往来する離島の受入状況等について各離島市町村のHP等で確認すること
  - ・ 体調不良の際は、中止または延期するようお願いします。また3回目のワクチン接種の完了または事前のPCR等検査を受検すること

## 県民の皆様への要請

【法第24条第9項：協力要請】

### 基本的な感染防止対策に関する要請

- 人との距離の確保、マスクの正しい着用(不織布マスクの推奨)、小まめな手洗い・手指消毒、「密集・密接、密閉」の回避(ゼロ密を目指そう)、屋内・車内の十分な換気の徹底  
※ 2歳以上就学前の子どものマスクの着用には注意が必要であり、特に2歳未満では推奨されない。
- 毎日検温等の健康観察をし、少しでも症状がある場合、通勤、通学、外出等を控える。
- 体調不良時は、日中はクリニック等かかりつけ医を受診、発熱時は県コールセンター(098-866-2129)を利用ください  
(※コロナが疑われる方は、医療用の抗原検査キットの活用も検討してください)。
- 家庭内感染が多いことから、家庭内においても室内を定期的に換気するとともに、こまめに手洗いを行い、子どもの感染防止対策を徹底すること
- 高齢者や基礎疾患のある方と接する方は特に感染防止対策を徹底すること
- オミクロン株においても、3回目接種によりワクチンの効果が回復することが示されています。  
2回目接種完了後5か月経過後は、速やかに3回目接種をお願いします。
- 60歳以上の方・基礎疾患有する方・肥満のある方は、4回目接種もお願いします。
- 1回目2回目接種も是非前向きに検討してください(特に高齢者、基礎疾患有する方、肥満のある方)。
- 感染の広がりに不安のある方は、6月以降も無料PCR等検査を延長しますので、受検を検討ください。
- ◆ ワクチン接種した方でも感染のリスクはあります。マスク着用、手洗い等の感染防止対策を続けてください。

※改めて、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。

## 県民の皆様への要請

【法第24条第9項：協力要請】

### 会食（飲食）に関する要請

- ◆ 会食は、4人以下・2時間以内で行うこと（対象者全員検査を行った場合は除く）
  - ◆ できるだけ同居家族やいつも一緒にいる方と行うこと
  - ◆ 飲食店の求める感染防止対策に積極的に協力すること（大声を出さない、会話時のマスク着用 等）
  - ◆ 感染防止対策が徹底されていない飲食店等の利用は控え、「感染防止対策認証店」を利用すること
  - ◆ 少しでも体調に異常があれば参加しない、参加させないこと
- 自宅等飲食店以外での会食も同様に注意
- ※不特定多数が集まり、混雑が想定される催しには参加しないこと（特に飲食を伴う場）

※4人以下、3密を避ける、2時間以内での開催、1次会で帰ろう

## 来訪者(沖縄への来訪を検討している)の皆様へ

【来訪前：法によらない協力依頼】

【来訪後：法第24条第9項による協力要請】

### 往来に関するお願い

- 居住地の知事が求める都道府県間移動に関する要請に従い、来県時は基本的な感染防止対策を徹底し、感染リスクの高い混雑した場所を避け、会食は4人以下2時間以内(※)をお願いします。  
※対象者全員検査をした場合は除く
- 来県前には、十分な健康観察と感染防止対策を徹底した上でお越しください。体調不良の際には来県を延期いただき、改めての来県をお待ちしております。
- 修学旅行で来県される方は、感染防止対策を徹底した上で、別途「沖縄修学旅行防疫観光ガイドライン」等に基づいた行動をお願いします。
- その他、旅行等で、来県する前には、3回目のワクチン接種を完了するかPCR等検査で陰性を事前に確認ください。(※来県される前に、渡航者が居住する都道府県で行う無料検査についてもご利用ください。)
- 県では、来県前に検査が受けられない方のために、那覇空港、宮古空港、下地島空港、新石垣空港、久米島空港で到着時にPCR等検査を受検できる体制を整備しております。
- 来県時は、感染防止対策が徹底されていない飲食店やホテル等の利用は控え、「感染防止対策認証店」をご利用ください。
- 沖縄滞在中に体調不調や発熱があった場合は、旅行者専用相談センター沖縄にご相談ください。  
【旅行者専用相談センター沖縄（「TACO」：Traveler's Access Center Okinawa）】  
電話番号：098-840-1677 運営時間：8:00～21:00（年中無休）

## 飲食店等への要請

【法第24条第9項：協力要請】【法によらない協力依頼：働きかけ】

対象施設	<p>[飲食店]飲食店(宅配・テイクアウトを除く) [遊興施設・結婚式場等]バー、カラオケボックス、結婚式場等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</p>
要請内容	<p><b>〔感染防止対策の協力要請〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 同一グループ・同一テーブル原則4人以内(法第24条第9項) (例外: 感染防止対策認証店が対象者全員検査の確認を行った場合や介護・介助の場合) (* 結婚式等のイベント開催については、イベントの開催についての要請に沿った対応をお願いします)</li><li>○ 「沖縄県感染防止対策認証制度(第三者認証)」の取得推奨(法第24条第9項)</li><li>○ 業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底(法第24条第9項)<ul style="list-style-type: none"><li>• 手指消毒設備を設置し、入店時の利用者の手指消毒の徹底</li><li>• 入店時の検温の徹底(軽度であっても発熱その他の症状のある方の入店はお断りすること)</li><li>• 従業員の就業前等の日々の検温等体調管理の徹底、ワクチン接種の推奨</li><li>• 店内の施設の換気を十分に行うこと。</li><li>• マスク着用その他感染防止に関する措置の周知 (正当な理由なく、マスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止、会話する時はマスク着用)</li><li>• アクリル板の設置(又は座席の間隔1m以上の確保かつ真正面との着座配置禁止)</li><li>• カラオケ設備利用は、利用者の密を避け、<b>利用毎にマイク・リモコン・タブレット端末等の消毒対策の徹底。</b></li></ul></li><li>○ 利用を2時間以内とするよう呼びかけ(法によらない協力依頼) ※対象者全員検査を行った場合は除く</li></ul>

## イベントの開催についての要請

## 【法第24条第9項：協力要請】

### ◆ イベント主催者等に対して、規模要件等(人数上限・収容率等)に沿った開催を要請

	施設の収容定員(※1)		
	5,000人以下	5,000人超～10,000人以下	10,000人超
大声なし	収容定員まで可	5,000人まで可(※3)	収容定員の半分まで可(※3)
大声あり(※2)	収容定員の半分まで可		

※1: 収容定員が設定されていない場合は以下のとおりとする。

- ・大声なし → 密が発生しない程度の間隔(最低限人と人が接触しない程度の間隔)を空けることとする。
- ・大声あり → 十分な人ととの間隔(できるだけ2m、最低1m)を空けることとする。

※2: 「大声」は、「観客等が、①通常よりも大きな声量で、②反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨するまたは必要な対策を十分に施さない催物を「大声あり」に該当するものとする。

※3: 感染防止安全計画の作成・実施を条件に人数上限は収容定員まで可能となる。

- ▶ 主催者は、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ(COCOA)・沖縄県新型コロナ対策パーソナルサポート(RICCA)の導入又は名簿作成などの追跡対策を徹底すること。
- ▶ 参加者5,000人超かつ収容率50%超のイベントについては、主催者がイベント開催の2週間前までを目途に具体的な対策内容を記載した「感染防止安全計画」を作成し、県へ提出すること。県が求める要請を満たさない場合は、延期・中止を求めることがある。
- ▶ 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件、人数上限の見直し等を行った場合には、迅速に対応すること。
- ▶ 多くの人が集まるイベントについては、来場者に対し、ワクチン接種又は事前のPCR等検査での陰性確認を勧奨すること。
- ▶ 飲食を提供する場合は、飲食専用エリア以外においては自粛を求ること。ただし、発声が無いことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため飲食時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。
- ▶ 感染防止安全計画を策定しないイベントについては、チェックリストの作成等を通して感染対策を徹底すること  
(詳細は「イベントの開催制限について(<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/chijiko/kohokoryu/koho/20200828.html>)」を確認)

- ◆ イベントに参加する方々は、参加前後の基本的な感染対策の徹底と直行直帰等感染リスクの低減を図る取組をお願いします。

## 施設に対する要請

【法第24条第9項：協力要請】

### 商業施設、集客施設への要請

特措法施行令第11条第1項に規定する運動施設、遊技場、映画館、ショッピングセンター等の施設に以下の感染対策を要請する。また、各取組の実施状況をHP等で積極的に公表すること。

➤ 業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底（法第24条第9項）

- ・ 入場者が密集しないよう整理・誘導  
（特に集客イベントを実施する場合は、密集・密接しないように取り組むこと）
- ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（特にフードコート）  
(アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底など)
- ・ 手指の消毒設備の設置と、利用者等への手指消毒の呼びかけ、従業員へのPCR等検査の勧奨
- ・ 発熱等有症状者の入場を避けるための措置（入店時検温・サーモグラフィーの設置）
- ・ 入場者へマスクの着用徹底等の呼びかけ
- ・ マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止
- ・ ゲームセンター、スポーツクラブ等の遊戯施設では、入場前の症状確認、検温、手指衛生の求めを行うこと。

## 事業者の皆様への要請

【法第24条第9項：協力要請】

### 事業者・経済界への要請

- 国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、事業の特性を踏まえ、BCP(業務継続計画)の再点検(未策定の場合は、早急に策定)を行うこと。また、テレビ会議及び在宅勤務(テレワーク)の積極的な実施に努めること
- 職場でワクチン接種を勧奨すること(接種しやすい環境の整備をお願いします。)
- 従業員の体調管理を徹底し、体調の悪い方は、出勤しない・させないこと
- 職場においても、健康観察アプリも活用しつつ、有症状者に対しては医療用の抗原検査キットの活用も検討すること
- 在宅勤務(テレワーク)、時差通勤の拡大など、通勤・在勤時の密を防ぐ取組をすること
- 自社の従業員に対し、感染防止対策を実施していない店舗の利用を控えるよう求めること
- 感染リスクが高まる職場での居場所の切り替わり(休憩室・更衣室・喫煙室・社員食堂)に注意すること
- 業種別ガイドラインを遵守すること

### 交通事業者への要請

- 主要ターミナルにおいて検温を実施すること
- 航空、船舶、バス、タクシー等の公共交通事業者は、業種別に定める新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドラインを遵守すること
- 従業員が休業せざるを得ない状況に備えて、BCP(業務継続計画)の再点検(未策定の場合は早急に作成)を行うこと

## 事業者の皆様への要請

【法第24条第9項：協力要請】

### 福祉施設への要請

- 従業員及び利用者の体調管理の徹底し、症状がある方や体調の悪い方は、出勤しない・させないこと（体調不良時の従業員の休暇取得の推奨等）
- マスク着用や手指消毒、換気の徹底など感染対策の再確認・強化を行うこと
- 高齢者等福祉施設利用者への感染を防ぐため、面会者の体調やワクチン接種歴、検査結果等を考慮するとともに、オンラインによる面会の実施も含めて対応を検討すること
- レクリエーション時のマスク着用、送迎時の窓開け、通所施設では動線の分離など、地域の流行状況や施設の特性に応じた感染対策を行うこと
- 従業員の同居家族等に体調不良者がいる場合は、積極的に検査を勧奨すること
- 従業員向け定期PCR等検査へ積極的に参加すること  
申込みはこちら→<https://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/kansen/soumu/kansenshou/ewpcr.html>
- ワクチン接種を勧奨すること
- 従業員が休業せざるを得ない状況に備えて、BCP（業務継続計画）の再点検（未策定の場合は早急に作成）を行うこと
- ◆ 高齢者施設及び障害者施設で陽性者を確認した場合、迅速に調整を行い、状況に応じ感染対策指導や医療提供の支援を行いますので、県コロナ本部総括情報部「病院・施設支援グループ（電話番号:098-866-2006）」にご一報をお願いします。

## 【法第24条第9項：協力要請】

### 各市町村における県と連携した取組の実施

- 防災無線、広報車等を活用した地域住民への感染防止対策の周知啓発及び自治会等への協力の呼びかけ。
- 各種施設、公園等の管理者としての取組(路上、公園等における集団飲酒等への注意喚起を含む)。
- 発熱時の受診方法の周知(不要不急の救急受診抑制、**医療用の抗原検査キット**の活用方法、沖縄県新型コロナウイルス感染症相談センター098-866-2129)。
- 市町村に陽性者情報を提供し、自宅療養者等の支援に連携して取り組む。
- ワクチン接種を推進する。特に高齢者施設等の従事者及び入居者等に対するワクチンの3回目接種を加速化し、4回目接種に着実に取り組む。
- 保育所等では、「保育所における感染症対策ガイドライン」等を踏まえた対応を基本としつつ、感染リスクが高い活動を避けるとともに、引き続き基本的な感染症対策や園児・職員の健康管理の徹底、職員へのワクチン接種を推奨した上で、通常どおりの保育の提供を依頼する。

### 公共施設等での取り組み

- 博物館、美術館や運動施設など、県立の公共施設については、入場整理等の混雑を避けるといった感染防止対策を徹底しながら運営し、市町村には県と同様の対応を要請する。
- 路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を避けるため、施設管理者に対して注意喚起を行うよう依頼する。

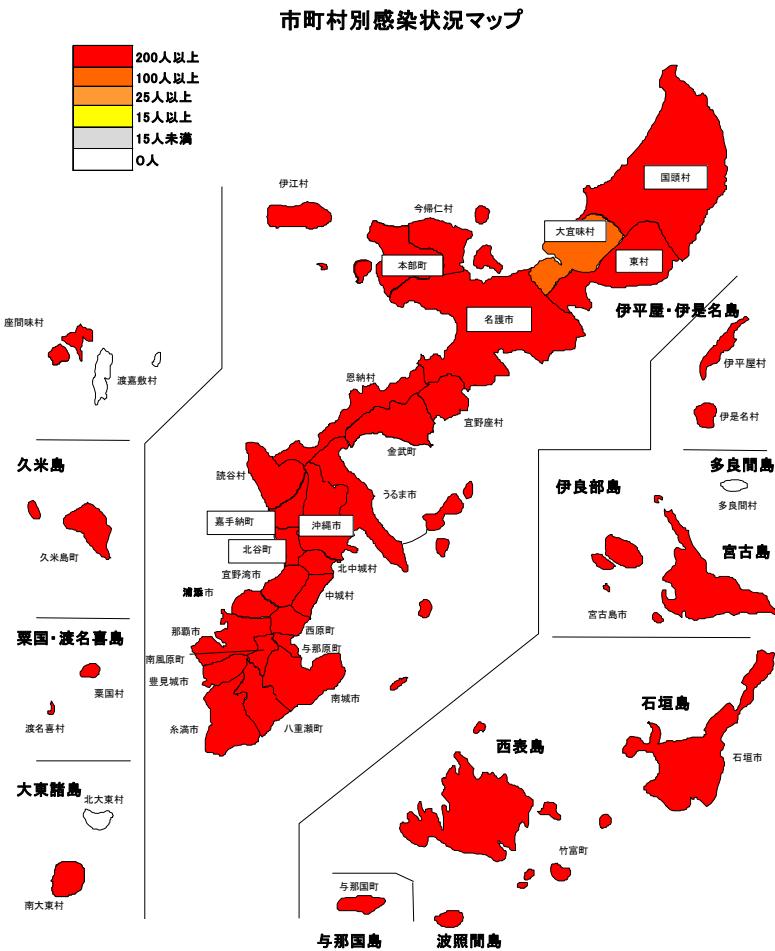
## 学校等への要請

- 「学びの保障」の観点から、原則、通常登校とする。ただし、学校等の感染状況に応じ、学級閉鎖等を実施すること。小中学校は、県立学校の対応等を参考に地域や学校の状況を踏まえて判断するよう、市町村教育委員会に依頼する。
- 学級閉鎖等の場合は、オンライン等を活用し、学びの保障を行う。
- 健康等に不安があり出席できない児童生徒の出席停止については、より柔軟に対応し、オンライン等での学習支援に努める。
- 衛生管理マニュアル等を踏まえた対応を基本としつつ、特に感染リスクが高い教育活動（※）については、同マニュアル上のレベルにとらわれず、基本的には実施を控える。感染が拡大していない地域でも、慎重に実施を検討するといった対応を行う。
- **気温・湿度や暑さ指数が高い夏場においては熱中症対策を優先し、マスクを外すことを指導する。**
- **十分な身体的距離が確保できる場合や、体育の授業、運動部活動でのマスクの着用は必要ない。ただし、練習場所や更衣室等、食事や集団での移動に当たっては、マスクの着用を含めた感染防止対策を徹底する。**
- **健康観察表や健康観察アプリなども活用しながら、教職員および児童生徒等の健康観察を徹底し、体調不良時は出勤、登校を控えるよう周知すること。**
- 学校行事（遠足や宿泊学習等）は、地域や学校の状況を踏まえて延期又は中止すること。
- 部活動は、感染リスクが高い活動（※）を控えるなど感染防止対策を徹底し、平日2時間程度（早朝練習も含む）、土日休日3時間程度の活動とし、活動開始時・各種大会前には健康チェックを行うこと。
- **部活動における合宿および練習試合は中止すること。**
- 大学、専門学校等は、感染防止と対面授業・遠隔授業の効果的実施等による両立に向けて適切に対応すること。
- 大学は学生等に対し、感染リスクが高い会食や飲食等について4人以下・3密を避け・2時間以内で利用するように注意喚起を徹底すること。
- **学校における活動（授業、部活等）や学習塾等が終わったら、寄り道せずに帰宅させる。**

※例：音楽における室内近距離で行う合唱やリコーダー等の管楽器の演奏、体育における密集する運動 等  
(オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について【第12回新型コロナウィルス感染症対策分科会】より)

# 県内の感染・医療体制の状況

## 市町村別



	人口10万人あたり 新規陽性者数
	病床使用率

## 圏域別

圏域	圏域内市町村	5/22時点
本島	本島内市町村	 <b>927.81人</b>  <b>52.5%</b>
本島周辺離島	伊江村、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、久米島町	 <b>446.22人</b> 
宮古	宮古島市、多良間村	 <b>1344.67人</b>  <b>42.4%</b>
八重山	石垣市、竹富町、与那国町	 <b>783.29人</b>  <b>13.6%</b>
県全体	全市町村（県外等除く）	 <b>932.11人</b>  <b>48.8%</b>

# 感染拡大を抑え、医療体制を守り、社会経済活動を継続するためのお願い

## ①医療体制を守る

日頃から医薬品を備蓄し、不要不急の救急受診を控えるなど、医療体制を守るためにご協力をお願いします。

## ②重症化リスクの高い高齢者、妊婦や基礎疾患有する者に感染を拡げない

医療ひつ迫につながる高齢者、妊婦や基礎疾患有する者への感染をひろげないため、ご協力お願いします。

## ③子どもの感染防止対策に取り組む

子どもの感染が多いことから、保護者の皆様、保育・教育関係の皆様、児童施設関係の皆様のご協力お願いします。

## ④移動・会食に関するリスクを回避する

いわゆる3密を避け、会食は4人以下・2時間以内でお願いします。飲食店におかれでは、感染防止対策にご協力をお願いします。

## ⑤ワクチン接種の加速を図る

発症予防・重症化予防を図るため、速やかな3回目接種(未接種の方は1回目又は2回目接種)をお願いします(60歳以上の方・基礎疾患有する方・肥満のある方は、4回目接種もお願いします)。

# ①医療体制を守る

ご自分で  
ご家族で



- ・ コロナの検査のみを目的とした救急受診はお控えください。
- ・ 発症時に備えて、薬局で購入できる抗原検査キット(必要最小限の数量をお願いします。)や咳止め、解熱剤等を備蓄し、症状が軽い場合、備蓄した医薬品による対応を検討してください。
- ・ 子どもの病気対処については、「子どもを見守るポイント(以下のURL又はQRコード)」を確認いただき、夜間、休日に急な子どもの病気対処に迷う場合は、小児救急電話相談(#8000)でご相談ください。  
([https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/hoken/kansen-iryou/taisei/documents/20220429\\_point.pdf](https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/hoken/kansen-iryou/taisei/documents/20220429_point.pdf))

医療従事者を  
支えるために

- ・ 医療従事者は、毎日コロナ患者の治療を行いながら、地域医療を支えています。医療従事者の頑張りをサポートするためにも、日頃からコロナにうつらない、うつさない意識と感染防止対策の徹底をお願いします。
- ・ また、医療従事者や介護従事者等、仕事を休むことが難しい保護者が安心して業務にあたるには、そのお子さんたちに継続的に保育が提供されるようご理解とご協力をお願いします。
- ・ 感染者や医療従事者に対する偏見や差別はしないでください。

県の対策

- ・ 病床確保等のための応援看護師の派遣
- ・ 入院待機ステーションの活用
- ・ 宿泊療養施設の役割分担(多機能型と簡易型)による重症化リスク保有者への対策
- ・ 自宅療養者への健康観察の重点化・診療体制の確保

## ②重症化リスクの高い高齢者、妊婦や基礎疾患有する者に感染を拡げない

ご自分で

- 手洗い、マスクの着用等の基本的な感染防止対策の徹底(手洗い、マスク着用、3密を避ける)をお願いします。
- 高齢者は、一緒に住んでいない家族や親戚、孫など普段接しない人とは、会わない。**
- 妊婦さんが感染すると無症状でも出産の際には隔離が必要となり、赤ちゃんと接触することができません。そのため、妊婦さんと同居家族は、感染防止対策を徹底していただくとともに、コロナが疑われる場合は、早めにPCR等検査を受けてください。
- 積極的にワクチンの接種をお願いします。

ご家族で

- ウイルスを家庭内に持ち込まないよう、皆さんで感染防止対策の取組をお願いします。  
○高齢者、妊婦や基礎疾患有する者と接する方は、感染リスクの高い行動は控えてください。
- 接種の時期を迎えた際には、ワクチンの接種をお願いします。
- 同居家族がコロナと疑われる場合は、PCR等検査結果を確認するまでは、接触を避け、同じ室内にいる場合は、十分な換気とマスク着用をお願いします。**

施設内で

- 施設内感染が起こらぬよう感染防止対策の徹底をお願いします。  
○職員の体調管理、職員向けの定期PCR等検査への参加をお願いします。
- 県では支援スキームを整備していますので、陽性者を確認した場合は県コロナ本部へご一報を

県の対策

- 介護職員向け定期PCR等検査を実施する。
- 一報のあった感染者発生施設への対策指導など応援派遣の強化及び重点化を図る。**  
○持続的な支援体制の構築を図るため、重点医療機関及び医師会と連携し、那霸・南部圏域及び中部圏域において、病院輪番制による支援を実施  
○看護補助者(介護士)派遣事業を実施し、支援者の拡充を図る。  
○医療機関施設支援担当の県職員を補強し、関係団体との連携や施設の支援体制の強化を図る。

### ③子どもの感染防止対策に取り組む

子ども  
保護者

- 登校前に、必ずご家庭での体温測定をお願いします。発熱、のどの痛み、鼻水など体調不良の場合は、登校を控えてください。
- 子どものご家族に、陽性者が確認された場合は、濃厚接触者となりますので登校・登園等は控えてください。
- 学校、学習塾、放課後児童クラブの活動が終わったら、ただちに帰宅する(ご家庭での指導をよろしくお願ひします。)。
- お子様と一緒に手洗い、混雑した場所を避ける、体調管理といった感染防止対策をお願いします。
- 2歳以上の就学前の子どもについては注意が必要であり、本人の体調がすぐれず持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理に着用する必要はなく、マスクを着用する場合は、保護者や周りの大人が子どもの体調に十分注意した上で着用する必要がある。なお、2歳未満の子どものマスク着用は推奨されない。

各学校・幼稚園・保育所・認定こども園・放課後児童クラブ学習塾 等

- 学習活動中をはじめ、登下校中・休憩時間・放課後・その他の活動で基本的な感染防止対策の徹底を指導してください。
  - マスクの正しい着用(2歳児未満は除く) ○小まめな手洗い・手指消毒 ○人との距離の確保
  - こまめな換気(対角線上の窓を開けるなど) ○密集・密接・密閉を避ける複合的な対策の実施
  - 感染リスクの高い学習活動(部活動を含む)は控えてください。
- 部活における室内的ミーティング等において換気等の感染防止対策を実施し、部活前後に生徒たちが集まって飲食しないよう指導してください。
- 体調不良の児童・生徒は帰宅させ、先生や指導者の方も、体調不良時は休暇等をお願いします(※かかりつけ医に相談するか、または、コロナが疑われる場合、医療用の抗原検査キットの活用を検討してください)。
- 陽性者が確認されたら、「学校・保育PCR検査」、「接触者PCR検査センター」で検査実施をお願いします。

県の対策

- 学校・保育PCR検査、接触者PCR検査センター等の活用
  - 検体回収等を行う現場派遣チームを増強するとともに、委託事業者と連絡・調整を密に行い、効果的・効率的に幅広な検査を実施する。
- 保育職員定期PCR検査を実施する。
- 生徒、保護者向け感染予防パンフレットを作成し、配布

## ④移動・会食に関するリスクを回避する

県外・離島  
移動

- 移動先の都道府県・離島の状況を確認し慎重に検討すること  
来訪先では、不特定多数との会食等の感染リスクが高い行動は控えること
- 出発前、3回目のワクチン接種の完了又はPCR等検査を受検し、帰沖後速やかにPCR等検査を受検してください。

会食

- 同一グループ同一テーブルでの会食は4人以下2時間以内としてください。
- 飲食店、自宅等を含めて、5人以上で会食する場合は、事前にPCR等検査を受検してください。
- 感染対策がなされた「感染防止対策認証店」の利用をお願いします。

控えてください

×懇親会などの5人以上による会食イベント  
×体調不良で参加 ×大声やマスク無しでの会話 ×深酒 ×回し飲み

県の対策

- 空港PCR検査の拡充
- 県内の検査試薬や医療用の抗原検査キットの需給状況の把握に努めて、感染拡大時においても検査を途切れなく実施します。

## ⑤ワクチン接種の加速を図る

県民の  
皆さんへ

### 【3・4回目接種】

- 新型コロナワクチンの1回目・2回目接種の後、発症予防効果及び入院予防効果が時間の経過に伴い低下する指摘されておりますが、3回目接種から2～4週間後に回復することが示唆されています。  
このため、重症化予防等の観点から、早く予約できる会場で早期の接種をお願いします。
- 60歳以上又は18歳以上60歳未満で基礎疾患有する者等は、重症化予防を目的に4回目接種をお願いします。

### 【1・2回目接種】

- 今後接種を希望する者及び新たに接種対象となる者のために、接種体制を整備し、引き続きワクチン接種を行っておりまます。  
まだ初回接種を受けていない皆様におかれましては、ワクチン接種のご検討をお願いします。

市町村

県民の重症化予防等及び社会活動等の早期回復の観点から、各々の自治体における接種の加速化に向け、計画的な取り組みをお願いします。

- 接種券の速やかな発行
- 紛失等接種券の再発行が必要な県民への円滑な対応
- 高齢者施設等への接種に係る働きかけ
- 自治会と連携した住民への呼びかけ 等

県の対策

- 医療従事者確保等による市町村の支援
- 市町村補完のための県広域ワクチン接種センターの運営
  - 予約なし接種の導入、企業団体枠の設定、大規模商業施設等に出向き接種を実施
- 事業者・大学等の集団接種を受け入れ

# 今なら県内各所、無料で検査を受けられます！

## ■無料で検査を受けられる場所（R4.5.12時点）

地域	PCR、抗原定量検査	抗原定性検査	詳細な検査機関の一覧はこちらから ↓ ↓ ↓ 
本島	北部2カ所 中部14カ所 南部16カ所	北部2カ所 中部8カ所 南部8カ所	
周辺離島	北大東村、南大東村、伊平屋村、伊是名村、伊江村、久米島町 各1カ所	一	
宮古	宮古島市8カ所	宮古島市2カ所	
八重山	石垣市4カ所	石垣市2カ所	

※検査を受けに行く時間がない方も、検査キットを購入すれば、ご自分で検査できます。（詳細は右のQRコードからご覧ください。）



検査を受検するにあたっては、「コロナかな？と思ったら」のリーフレットをご覧になって受検後の流れをご確認ください。

